

群馬県指定文化財の指定について

令和7年1月31日（金）に、群馬県文化財保護審議会（会長 ^{とどころ たかし} 戸所 隆）が開催され、群馬県指定重要有形民俗文化財1件の新規指定が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

1 答申（新規指定）が行われた群馬県指定重要有形民俗文化財

重要有形民俗文化財 ^{ぐんま ようさん せいしやうぐ} 群馬の養蚕・製糸用具（新規指定）

今回答申された文化財が指定及び登録された後の群馬県指定等文化財および群馬県登録文化財の件数は次のとおりです。

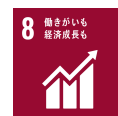
【群馬県指定等文化財】

種別	重要有形文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	219	0	8	21	90	2	98	1	1	440

【群馬県登録文化財】

種別	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	記念物	計
件数	4	0	0	0	0	4

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



群馬県指定重要有形民俗文化財の新指定について

- ① 群馬の養蚕・製糸用具 638 点が群馬県指定重要有形民俗文化財に新規指定されます。
- ② 近世から現代の群馬における蚕糸業の変遷を理解する上で欠くことのできない資料です。
- ③ 全国有数の養蚕県である本県の基盤的な生活文化である養蚕・製糸の特色を示す貴重な資料群です。

名 称・員 数	所在地の場所	所有者	指定基準
群馬の養蚕・製糸用具 638 点	群馬県立歴史博物館 (群馬県高崎市綿貫町992-1)	群馬県	1 (2) 2 (3)

※指定基準 第4号

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟用具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (3) 地域的特色を示すもの

(1) 概要

本資料群は、群馬県立歴史博物館が収集した群馬県の養蚕・製糸の用具である。

本資料群は、養蚕に携わる人々の飼育の工夫を表象する養蚕用具（508 点）と、取れた繭から手作業で生糸を生産するための製糸用具（130 点）、計 638 点から成る。

養蚕用具は、一般的な農家でカイコを蚕種（卵）から繭になるまで飼育する過程で使用されたものである。蚕種・催青・掃立用具、蚕座・蚕室用具、採桑・給桑用具、除沙・拵座用具、上簇用具、収繭・処理用具、信仰・儀礼用具の 7 種類に分類される。

製糸用具は農家で繭から生糸を生産し、出荷するまでの過程で使われたものである。繭から生糸を引き出し糸枠に巻き取る際に使う上州座繰や揚返し機などで構成される。



猫絵

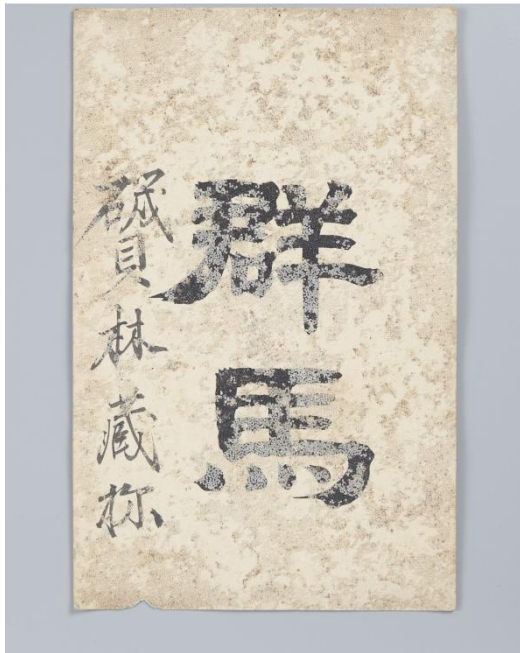


座繰

(写真提供（すべて）：群馬県)

令和 6 年度 群馬県指定文化財候補		指定種別	重要有形民俗文化財
名 称	群馬の養蚕・製糸用具 (ぐんまのようさん・せいしようぐ)		
所在地	群馬県立歴史博物館（群馬県高崎市綿貫町 9 9 2-1）		
所有者	群馬県		
概 要			
1)内容及び特色			
本資料群は、群馬県立歴史博物館が収集した群馬県の養蚕・製糸の用具である。群馬県は全国でも有数の養蚕県で、カイコの飼育は農家の生業に大きな比重を占め、その作業には多くの労力と細かい心遣いが必要であった。本資料群は、養蚕に携わる人々の飼育の工夫を表象する養蚕用具（508 点）と、取れた繭から手作業で生糸を生産するための製糸用具（130 点）から成る。 養蚕用具は、一般的な農家でカイコを蚕種（卵）から繭になるまで飼育する過程で使用されたものである。蚕種・催青・掃立用具、蚕座・蚕室用具、採桑・給桑用具、除沙・拡座用具、上簇用具、収繭・処理用具、信仰・儀礼用具の 7 種類に分類される。 蚕種・催青・掃立用具は、カイコが卵を産み付けた種紙、蚕種保存箱、蚕種をふ化させるための催青器、ふ化したカイコを蚕座に掃き下ろすためのハネなどで構成される。 蚕座・蚕室用具は、ふ化したカイコが繭になるまで過ごす空間で使用されるもので、カイコを飼う蚕座としての蚕籠や、蚕籠を収納するための蚕棚などで構成される。群馬の特色である大型の上州大籠や七分籠、半籠など、様々な種類の蚕籠が収集されている。 採桑・給桑用具はカイコの餌となる桑の採取と餌やりに使用されるものである。桑の採取に使う桑切り鎌や桑の葉を枝からもぐ際に使う桑コキ、桑の葉を適当な大きさに刻む桑切り包丁、成長にあわせた大きさの桑の葉を与えるための桑ブルーなどで構成される。 除沙・拡座用具はカイコの飼育環境を清潔に保つために使用されるものである。蚕座の清掃や拡座で、カイコを移動させる際に使うイトアミ・ナワアミなどで構成される。 上簇用具はカイコに繭を作らせるための器具である簇（マブシ）やその製作用具、簇に熟蚕を移す際に使われる蚕上げ鉢などで構成される。イカダマブシやシマダマブシ、改良マブシ、回転マブシなど、時代的な変遷と地域的特色を示す多様な簇が収集されている。 収繭・処理用具は繭を簇から取り外す際に使用されるものである。取り外した繭のケバを取るケバトリなどで構成される。 信仰・儀礼用具は豊蚕を祈る際に使われたものである。ネズミ避けの猫絵や蚕神の御札などで構成される。 製糸用具は、農家で繭から生糸を生産し、出荷するまでの過程で使われたものである。繭から生糸を引き出し糸枠に巻き取る際に使う上州座繰や揚返し機などで構成される。			
2)種類と数量			
養蚕用具 508 点、製糸用具 130 点 合計 638 点			
3)指定理由			
本資料群は、群馬県立歴史博物館が県内で使われてきた養蚕と製糸の用具を系統的に収集したもので、近世から現代の群馬における蚕糸業の変遷を理解する上で欠くことのできない資料である。 全国有数の養蚕県である本県の基盤的な生活文化である養蚕・製糸の特色を示す貴重な資料群であり、重要有形民俗文化財に指定するのに十分な意義を持つ。			
[指定基準]			
群馬県指定重要有形民俗文化財の指定基準 1（2）、2（3）に該当			
1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの			
(2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟用具、工匠用具、紡織用具、作業場等			
2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの			
(3) 地域的特色を示すもの			

(写真提供 (すべて) : 群馬県)



種紙



桑切り台と桑切り包丁



桑ブルー



(上) ナワアミ・(下) イトアミ



シマダマブシ



ケバトリ